

農林土木工事特記仕様書（令和8年5月1日以降適用）

（農林土木工事共通仕様書の適用）

第1条 本工事は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木工事共通仕様書令和6年10月」に基づき実施しなければならない。ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。

なお、工事途中で改定された場合は、この限りでない。

（農林土木工事共通仕様書に対する変更仕様事項）

第2条 「徳島県農林土木工事共通仕様書 令和6年10月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「1-1-1-24 建設副産物」において、「建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）」とあるのは「コブリス・プラス」と読み替えるものとする。

（適用工事）【変更】

1-1-1-1 適用

1. 適用工事

徳島県農林土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、徳島県農林水産部が発注する農業土木工事、治山工事、林道工事その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る、工事請負契約書（頭書を含み以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

（工事着手）【変更】

1-1-1-11 工事着手

受注者は、設計図書に工事に着手すべき期日について定めがある場合を除き、特別の事情がない限り、工事開始日以降30日以内に工事着手しなければならない。

（運搬業者の記載）【削除】

1-1-1-13 施工体制台帳及び施工体系図

4. 運搬業者の記載

受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

(3)受注者は、選任通知書提出時に次のものを提示しなければならない。なお、提示物は写しでも可とする。

①現場代理人と受注者（共同企業体の場合は代表構成員）との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できるもの。ただし、請負対象金額が200万円未満の工事を除くものとするが、監督員が特に必要と認める場合には提示を求めることができるものとする。

②主任技術者または監理技術者と受注者（共同企業体の場合は各構成員）との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できるもの。ただし、監理技術者資格者証で確認できる場合は、この限りでない。なお、入札参加資格として技術者の専任配置が求められた工事における主任技術者または監理技術者は、開札日（随意契約は見積書提出日）以前

に受注者と3ヶ月以上の雇用関係がなければならない。

(現場代理人及び主任技術者等) 【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

(4) 受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。

② 監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が5,000万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習履歴の写し

(現場代理人及び主任技術者等) 【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

4. 低入札技術者

受注者は、当該工事が低入札工事となった場合は、主任技術者、監理技術者または監理技術者補佐とは別に、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、当該工事に関し建設業法第7条第2項イ、ロまたはハに該当する技術者を1名増員し、専任させなければならない。ただし、共同企業体の場合は、この限りではない。

なお、増員して専任する技術者については、「低入札工事の専任配置技術者選任通知書」を落札候補者となった時点で契約事務担当者へ提出し、確認を受けなければならない。また、選任通知書には技術者取得資格証明書または実務経験証明書を添付するとともに、雇用関係が確認できるものを提示しなければならない。内容を変更しようとする場合は、第1項(1)を準用するものとする。

(現場代理人及び主任技術者等) 【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

5. 監理技術者補佐

受注者は、監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合は、主任技術者、監理技術者及び低入札技術者とは別に、監理技術者補佐を専任させなければならない。

なお、監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、当該工事に関し建設業法第7条第2号イ、ロまたはハに該当する者のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者または建設業法第15条第2号イ、ロまたはハに該当する者でなければならない。また、監理技術者補佐については、「監理技術者補佐選任通知書」を、落札候補者となった時点で契約事務担当者へ、工事途中に監理技術者補佐を設置して当該監理技術者を他工事と兼務させる場合、その変更する日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員へ提出し、確認を受けなければならない。また、選任通知書には技術者取得資格証明書または実務経験証明書を添付するとともに、雇用関係が確認できるものを提示しなければならない。内容を変更しようとする場合は、第1項(1)を準用するものとする。

(しゅん工標) 【追加】

1-1-1-57 しゅん工標の設置

受注者が希望する場合、次の工事（構造物）を対象に工事に携わった技術者の氏名を標柱（様式第2号）または標板（様式第3号）に記すことができる。

対象工事（構造物）：擁壁、カルバート、橋梁上部工、橋梁下部工、トンネル、堰（頭首工）、水門、樋門（樋管）、砂防堰堤、治山ダム、シェッド、法面、(揚)排水機場

対象技術者：監理（主任）技術者氏名

(徳島県農林土木工事施工管理基準に関する変更仕様事項)

第3条 第3条「徳島県農林土木工事施工管理基準 令和6年12月」に対する【変更】仕様事項は、次のとおりとする。

2. 適用【変更】

この管理基準は、徳島県農林水産部が発注する農業土木工事、治山工事、林道工事その他これらに類する工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合又は基準、規格値が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。

(工事成績評定の選択制)

第4条 当初請負額が500万円以上、3,000万円未満の指名競争入札及び一般競争入札(価格競争)並びに随意契約により発注する請負工事、変更請負額が増額により500万円以上となった工事は、別に定める「工事成績評定の選択制試行要領」を適用する。

2 前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に関する意向確認書」(以下「意向確認書」という。)を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 受注者は、工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、意向確認書を提出するものとする。

4 施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工期、契約変更により請負額が500万円未満となった場合は、評定は行わないものとする。

5 受注者が評定の実施を希望しない場合であっても、次のいずれかに該当した場合は、評定を行うものとする。

(1) 徳島県工事検査規程第7条の補修工事の請求又は第8条の簡易な修補の指示が行われた場合

(2) 工事成績表の考査項目別運用表「別紙-2④『7. 法令遵守等』」又は、考査項目別運用表(公共建築工事)「別紙-2⑤『8. 法令遵守等』」の評価事例に該当する行為が行われた場合

(3) 監督員等から文書により改善指示が行われた場合

工事成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/>

(1日未満で完了する作業の積算)

第5条 1日未満で完了する作業の積算(以下、「1日未満積算基準」という。)は、変更積算のみに適用する。

2 受注者は、別に定める「1日未満で完了する作業の積算(農林土木)」の別表に掲載されている施工パッケージ単価において、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。

3 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。

4 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協

議に必要となる根拠資料（日報、見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。

- 5 災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

1日未満で完了する作業の積算について（農林土木版）

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5052994/>

（熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行）

第6条 本工事は、日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて現場管理費率の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行要領（農業土木版）（以下「試行要領」という。）」を適用する。

- 2 施工箇所点状型の場合、点状箇所毎に日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。
- 3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が30度以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。
- 4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。尚、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温30℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高WBGT25℃以上対象）を用いることとする。

熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行要領（農業土木版）

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5029474/>

（現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の対象工事）

第7条 本工事は、現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の適用対象工事である。

- 2 受注者は、現場環境の改善を目的に、熱中症対策等を実施する場合は、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領（農林水産部版）

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7304457/>

（「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行）

第8条 本工事は、「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行工事であり、別に定める「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行要領を適用する。

- 2 猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）の対象期間は、5月1日から10月31日までとする。
- 3 現場施工回避に係る期間又は時間は、実施前に受発注者間で協議により決定するものとし、協議により設定した期間又は時間は、工事打合せ簿により整理することとする。また、受注者は、実施した場合は、工事打合せ簿により、実績を報告することとする。
- 4 現場施工回避（早朝・夜間施工）により工期の延長が必要となる場合には、監督員と協

議を行うことができる。

- 5 現場施工回避（早朝・夜間施工）は承諾を前提とし、早朝・夜間施工に伴う労務単価等の割増しは行わないものとし、設計変更の対象としない。

「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行要領
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7312949/>

（資材価格高騰に対する特例措置）

第9条 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。

- 2 本工事は、当初契約締結後において、設計単価を単価適用月から当初契約月に変更するものとする。

（仮設トイレの洋式化）

第10条 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。

- 2 受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

- ・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
- ・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

（建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【発注者指定型】）

第11条 本工事は、農林土木工事において遠隔臨場の実施を原則とする「建設現場の遠隔臨場の試行工事（発注者指定型）」の対象工事であり、次の URL にある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（農林水産部版）について
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5049014/>

（オンライン電子納品）

第12条 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木工事編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品することができる。

- 2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次の URL にある「オンライン電子納品実施要領」を適用する。

オンライン電子納品実施要領
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7313126/>

（情報共有システム活用工事【発注者指定型】）

第13条 本工事は、情報共有システムの活用を原則とする「情報共有システム活用工事（発注者指定型）」の試行工事である。

- 2 対象工事等は、次の URL にある「農林土木事業における情報共有システム活用試行要領」を適用することとする。

農林土木事業における情報共有システム活用試行要領について【農林水産部】

徳島県 CALS/EC HP

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/nourinjyouhoukyouyuu/>

（CCUS活用推奨モデル工事）

第14条 本工事は、技能者の処遇改善及び中長期的な技能者の確保等を目的とした「建設キャリアアップシステム活用モデル工事（CCUS活用推奨モデル工事）」であり、次のURLにある「建設キャリアアップシステム活用モデル工事实施要領」を適用することとする。

建設キャリアアップシステム活用モデル工事实施要領（農林）

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7216242/>

（週休2日交替制工事）

第15条 本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とし、技術者及び技能労働者が交替しながら週休2日の確保に取り組む「週休2日交替制工事」の対象工事であり、別に定める「週休2日確保工事等実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。

- 2 実施要領に基づき本工事で週休2日交替制工事の取組を希望する場合は、契約後速やかに取組む意思を発注者に通知し、受発注者で協議しなければならない。
- 3 本工事の経費の負担は、実施要領第9条（2）による。
- 4 週休2日交替制工事を実施する場合は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に設置する標示板に、週休2日交替制工事であることを記載するものとし、実施要領記載の図を参考とする。

週休2日確保工事等実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5016651/>

（ICT活用工事【受注者希望型】）

第16条 本工事は、「農林土木工事におけるICT活用工事試行要領」（以下「要領」という。）に基づき、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事の対象工事である。

- 2 本工事は、「要領」第4条に規定するICT活用工事（受注者希望型）を適用する。

農林土木工事におけるICT活用工事試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7209584/>

- 3 ICT活用工事とは、次に示すICTにおける施工プロセスの各段階において、ICT施工技術を全面的に活用する工事である。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理

⑤ 3次元データの納品

4 受注者は、次の（１）又は（２）のICT施工技術の実施を希望する場合、契約後、発注者へ「ICT活用工事計画書」及び「ICT活用工事施工予定体制」を提出し協議を行い、協議が整った場合に要領第6条～第12条によりICT活用工事を行うことができるものとする。

（１）ICT活用工事（受注者希望型）

要領第3条に示す①～⑤の全ての段階においてICT施工技術を活用する工事

（２）簡易型ICT活用工事（受注者希望型）

要領第3条に示す①～⑤の内、①②④⑤、②③④⑤又は②④⑤のいずれかの組合せでICT施工技術を活用する工事

（見積施工歩掛実態調査）

第17条 本工事の戸当たり製作工、据付工、既設撤去工、高欄改修工の歩掛は見積により決定しており、その実態を把握するために調査を行うこととしている。よって、受注者は、発注者から提供される調査票の提出に協力しなければならない。

（本工事の特記仕様事項）

第18条 本工事における特記仕様事項は、次のとおりとする。
本工事における特記仕様事項は、（別紙）のとおりとする。

特記仕様事項

第1章 工事内容

1. 工事概要

本工事は、一の堰1号洪水吐ゲート設備及びその他付帯設備等の製作据付を行う工事で、その概要は次のとおりである。

(1) 1号洪水吐ゲートの据付 1式 (製作・輸送は別工事で施工)

- 1) 洪水吐ゲート・・・1式 (扉体・開閉装置)
- 2) 付属設備・・・・・・1式 (P4 堰柱張出歩廊・階段)
- 3) 電気設備・・・・・・1式 (機側操作盤・中継端子盤)

(2) 1号洪水吐ゲートの製作据付 1式

- 1) 戸当り・・・・・・1式

2. 工事範囲

- (1) 工事の施工範囲は、工事概要に示す設備の設計、製作、輸送、据付及び試運転調整までの一切とする。
- (2) 既設の1号洪水吐ゲート (水門設備1門、付属設備1式 (P4 堰柱)) の撤去。

3. 適用規格

本工事は設計・製作・据付・配管・配線に対しては下記規格及び基準に基づいて行うものとする。

- (1) 徳島県農林土木工事共通仕様書 (徳島県)
- (2) 徳島県農林土木工事施工管理基準 (徳島県)
- (3) 施設機械工事等共通仕様書 (農林水産省)
- (4) 施設機械工事等施工管理基準 (農林水産省)
- (5) 土地改良事業計画設計基準 (農林水産省)
- (6) 土地改良施設管理基準 (農林水産省)
- (7) ダム・堰施設技術基準 (案) (国土交通省)
- (8) 電気設備計画設計技術指針 (農林水産省)
- (9) 鋼構造物計画設計技術指針 (水門扉編) (農林水産省)
- (10) 鋼構造物計画設計技術指針 (除塵設備編) (農林水産省)
- (11) 電気設備計画設計技術指針 (農林水産省)
- (12) 労働安全衛生規則 (厚生労働省)
- (13) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 (厚生労働省)
- (14) 日本工業規格 (JIS) (日本規格協会)
- (15) 日本電気工業会標準規格 (JEM) (日本規格協会)
- (16) 日本電気規格調査会標準規格 (JEC) (日本規格協会)
- (17) その他関連法規、基準、規格、規定、指針など

第2章 施工条件

1. 工程制限

河川内工事は、令和8年11月1日より着手可能である。

また、農業用水取水のため、令和9年2月初旬までにゲートを閉鎖するものとする。それ以降については仮締切内での作業とし、令和9年5月31日までに現場作業を完了させなければならない。

2. 作業時間の制限

管理橋を利用して行う施工については、午前9時～午後4時までを予定している。なお、関係機関等との調整の結果、作業時間帯に変更が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

第3章 現場条件

1. 既設設備との受け渡し条件

本工事で既設設備等に接続する内容は次のとおりである。

- (1) 電源接続は、受電盤からAC200V、60Hzの接続とする。
- (2) 制御盤の端子台からの信号等情報の受け渡し方法は次による。
 - 1) 制御信号は、有電圧信号
 - 2) 計測項目は、0-1A、DC4-20mA
 - 3) 監視項目は、無電圧a 接点

2. 第三者に対する措置

(1) 安全対策

本工事における交通誘導員を276名計上しているが、現地の交通状況等により別途必要な場合は、監督員と協議するものとする。この場合は、契約変更の対象とする。

(2) その他

既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

3. 関係機関との調整

受注者は電力および通行制限等について、必要な調整を行わなければならない。

第4章 提出図書等

1. 提出図書

提出図書は、A4版の装丁とし、監督員が指定する日までに次に示す部数を作成し監督員に提出するものとする。

- (1) 承諾図書 提出部数1部
- (2) 完成図書 提出部数2部

なお、完成図書及び施工図の内容、編集等については監督員と打合せのうえ作成するものとする。また、提出書類に変更が生じた場合はその都度変更書類を提出するものとする。

- ① 製作据付仕様書
- ② 施工計画書（据付要領書、塗装要領書、検査要領書、施工工程表他）
- ③ 設計図

- ④ 設計計算書
- ⑤ 構造図
- ⑥ 電気設備図
- ⑦ 使用材料表
- ⑧ 外注品一覧表
- ⑨ 機器選定理由書
- ⑩ 機器性能証明書（カタログ等）
- ⑪ その他監督員の指示した図書

第5章 仮設

1. 工事用電力

据付工事に使用する電力設備及び電力料金は受注者の負担とする。

2. その他

- (1) 本工事は、質量の大きな機器の搬出入があるため、既設構造物、機器などに損傷を与えないよう、十分な養生、対策を行うこと。
- (2) 仮現場事務所
現場事務所にて必要な水道、電力、その他必要な資機材は一切請負者の負担とする。

第6章 試運転調整

本工事の試運転調整に要する電力料金は受注者が負担する。

第7章 設計

1. 工事概要

本工事は、一の堰1号洪水吐ゲート設備の製作、据付及び既設1号洪水吐ゲートの撤去工事であり、その概要は次の通りである。なお、戸当り以外は別工事で製作予定である。

(1) 水門設備

1) 1号洪水吐ゲート（扉体・戸当り・開閉装置）

ゲート形式 二相ステンレス鋼製シェル構造ローラゲート

寸 法 純径間：19.767m ゲート高：2.700m

開閉装置型式 電動ワイヤロープ式（1M1D）

2) 付属設備（張出歩廊・階段・支持台）

形 式 鋼製（亜鉛メッキ）

その他 管理橋の高欄の補修

(2) 電気設備

1) 機側操作盤 屋内閉鎖自立型

2) 中継端子盤 TB2型

3) 電気配線・配管

(3) 撤去工事

1) 1号洪水吐ゲート（扉体・戸当り・開閉装置）

2) 付属設備（階段・操作室建屋）

3) 電気設備（機側操作盤）

2. 材料

(1) 主要材料は、JIS 規格品、又は同等品以上とする。

材 料 名	規 格	適 用
扉体本体	SUS821L1	
主ローラ	SUS304N2	
扉体側シーブ	SCS13	
戸当り（接水面）	SUS304	
主ローラ当り	SUS304N2	
主戸当り	SM490A	
ボルト・ナット	SUS304	
ドラム	SM490C	
ドラムギヤ	SCM435 SCM445	
開閉機側シーブ	SC450	
ドラム軸	S45C-N	
シーブ軸・フック軸	SUS304	
機械台	SM400A、SS400	
階段、張出床板	SS400	亜鉛メッキ

(2) 主要個所の使用材料は、構造計算の結果、決定する。なお、製鉄所のミルシート又は引張試験成績書等を提出し監督員の承諾を受ける。

(3) 製作に使用する鋼材等は、特に指定するもの以外はダム・堰施設技術基準（案）に準拠する。

第8章 構造及び製作

1. 構造一般

(1) 構造については、設計図書に示される土木構造物に適応するとともに水位等の荷重条件に対して強度、剛性を有し耐久性に優れ、操作及び保守点が容易なものとする。

(2) 工場製作品及び外注品は、防錆に対して適切な処置を施すものとする。

(3) 本設備は、受注者の新技術及び新製品等があれば提案を行うことが可能である。

2. 1号洪水吐ゲート

(1) ゲート形式 二相ステンレス鋼製シェル構造ローラゲート

(2) 純径間×有効高 純径間：19.767m ゲート高：2.700m

(3) 門 数 1門

(4) 閉装置型式 電動ワイヤロープ式（1M1D）

(5) 設計水深 常時（前）3.200m （後）0.000m

地震時（前）3.200m（後）0.000m

(6) 水密方式 前面3方ゴム水密

(7) 地震時水平震度 L1=0.20 L2-1=0.45 L2-2=0.70

(8) 開閉速度 0.3m/min

(9) 揚程 6.600m (休止時)

(10) 操作方式 機側及び遠隔操作

3. 扉体

(1) 側部水密ゴムは、前面水密に対応する側部水密ゴムはL形状とする。底部水密ゴムは、平ゴムとし、止水出来る構造とする。

(2) 現場溶接部は、溶接線の5%以上のX-Ray撮影を行い、溶接欠陥が無いものとする。

4. 戸当り

(1) コンクリート埋設部以外はステンレス鋼を使用するものとする。

(2) 主ローラ当りの材質は、主ローラの硬度より同程度以上の硬度の材質を選定すること。

(3) 戸当り金物は、箱抜内の差し筋と確実に固定させ、作用荷重をコンクリート構造物へ確実に伝達できる構造とする。

5. 外注品

本工事で使用する外注品・購入品は、JIS 又はその他関係する規格、基準に適合した機器を使用し、その構造、性能、機能、品質については、請負者が責任を持つものとする。

6. 予備品・付属品

(1) 付属品 必要な物・・・1式

(2) 分解工具・・・・・・・・・・・・・1式

第9章 運転操作・制御方式

機側操作・遠隔操作とする。

1. 運転管理

遠隔遠方への受け渡しの信号等情報の受渡し方法は次による。

(1) 監視信号

無電圧接点信号 (容量 DC110V 50mA)

(2) デジタル計測信号

無電圧接点信号 (容量 DC110V 50mA 又は DC24V 30mA)

(3) アナログ計測信号

DC4~20mA 又は DC1~5V

(4) 制御信号

無電圧接点信号 (容量 DC110V 50mA 又は DC24V 30mA 又は AC100V 100mA)

誘電接点信号 (DC24V 又は DC100V)

第10章 電気設備

1. 一般事項

(1) 各設備、機器、器具毎の仕様、適用規格等 (JIS、JEC、JEM 等) は、共通仕様書並びに関係諸基準に準ずるものとする。

(2) 使用する機器、器具等は日本国内で調達可能なものとする。

- (3) 電源・接地線・信号回路等の外部との接続部分には、高速避雷器等の確実な耐雷対策を行うものとする。

2. 設備概要

- (1) 電源は、管理棟の受電設備の電源供給設備より供給する。なお、上記設備については、事前確認を行うこと。
- (2) 機側操作盤を設けるものとする。
- (3) 予備発電機は既設を流用し、予備発電機の切替装置は、遠隔盤に内蔵する。

3. 機側操作盤

- (1) 形状：屋内鋼板製自立閉鎖型

- (2) ゲート操作

- 1) ゲートを開閉操作するために必要な「開、閉、停止」スイッチを設ける。
- 2) 停止不能時にそなえ、非常停止スイッチを設ける。
- 3) 遠方・機側操作のために操作切替スイッチを設ける。

- (3) 機側操作盤構成機器

- 1) 一般事項

- a) 操作盤は、前面扉スタンド式盤とする。
- b) 操作盤の前面には、操作のためのスイッチ類を設けるものとする。
- c) ゲートの状態を表示するために必要な表示灯を設ける。
- d) ゲート開度を表示するため開度表示器を設ける。
- e) 遠方盤との通信は、多芯ケーブルにて行う。中継のための端子台を設ける。

- 2) 供給電源

制御電源 1φ2W100V 60Hz

- 3) 計器

ゲート操作に必要な計器類は、常時監視できるよう、操作盤の前面から見える構造とする。

- 4) 表示灯

操作盤に必要な表示灯は明確な選別が可能なもので、操作順序を考慮して配置するものとする。

- 5) 主要装備器具

名称銘板	1 式
漏電遮断器	1 式
サーキットプロテクタ	1 式
切替スイッチ (COS)	1 式 (機側—遠方)
切替スイッチ (CS)	1 式 (開—停止—閉)
記名式表示灯	1 式
ランプテストスイッチ	1 個
非常停止スイッチ	1 個
開度指示計	1 個 (アナログ)
補助継電器	1 式

盤内照明	1 式
盤内スペースヒータ	1 式
端子台	1 式
その他必需品	1 式

4. 中継端子盤

- (1) 形状：屋内鋼板製閉鎖型
- (2) TB2 型
 - 1) 端子台 30Ax6P, 21Ax20P 程度
 - 2) 扉に非常停止ボタンを装備する。
 - 3) W250 x H1000 (架台含) xD250 程度

5. 配線・配管

配管・配線の種類は次の通りとする。

- (1) 露出部配管・・・・・・・・厚鋼電線管・薄鋼電線管
- (2) 埋設配管・・・・・・・・波付硬質ポリエチレン管・多孔管
- (3) 機器への接続部配管・・・・二種金属製可撓電線管
- (4) 動力線・・・・・・・・CV ケーブル
- (5) 制御線・・・・・・・・CVV、CVV-S、CPEV ケーブル
- (6) 付属品・・・・・・・・保守工具 1 式
- (7) 予備品
 - 1) ヒューズ・・・・・・・・取付数の 100%
 - 2) ランプ・・・・・・・・取付数の 100%
 - 3) グローブ・・・・・・・・取付数の 20%
 - 4) LED 表示灯・・・・・・・・取付数の 10%
 - 5) 補助継電器・・・・・・・・取付数の 5% (最低各種 1 個)
 - 6) 時限継電器・・・・・・・・取付数の 5% (最低各種 1 個)
 - 7) 予備品収納箱・・・・・・・・1 個

第 1 1 章 塗装

1. 一般事項

- (1) ステンレス部材については十分に酸洗いを行うものとする。
- (2) コンクリート埋設部は、錆止めとして、プライマーを塗布すること。
- (3) 外注品（主に開閉装置）については各メーカーの標準仕様とする。
- (4) 溶融亜鉛めっきの仕様は、JIS H 8641 に準拠とする。
- (5) 各設備の塗装仕様は以下の通りとする。
 - 1) 1 号洪水吐ゲート

戸当り：ステンレス部材は酸洗い、普通鋼のコンクリート埋設面は、プライマー塗布。
- (6) 塗装は各部の塗装仕様により施工するものとし、搬入据付等により塗膜の損傷が生じた場合は正規の塗装と同等以上の補修塗装を行い、仕上げるものとする。
- (7) 標準膜厚は各測定値の平均値とするが、最低膜厚は標準膜厚の 70%以上とする。

2. 施工方法

- (1) 塗装作業は、鋼材表面の素地調整を十分に行った後に実施するものとする。
- (2) 現場溶接部及び工場での塗り残し部の塗装は、現場補修等を行い、塗装を仕上げるものとする。

3. 塗装使用

- (1) 扉体 SUS 部・・・酸洗い
- (2) 戸当り金物 埋設部・・・プライマーのみ

施工場所	工程	塗装等	標準膜厚	塗色
工場	素地調整	ISO Sa2 1/2		
	プライマー処理	有機ゾンクリッチプライマー	15 μ m	

第 1 2 章 据付

1. 一般事項

据付は、共通仕様書及び特記仕様書、追加事項は次によるものとする。

2. 据付基準点

本工事の据付基準点は、図面に示す基準点を使用するものとする。

3. 機械設備

- (1) 設備の配置は操作及び保守点検が容易なように配置するものとする。
- (2) 設備の据付に重機械を使用する場合は既設構造物に損傷を与えないように留意するものとする。
- (3) ゲートの据付に当たっては、損傷を与えないようにかつ機能を十分に発揮できるように正確に据え付けなければならない。

4. 電気設備

- (1) 電気設備の配置は、操作及び保守点検が容易な配置となるよう配慮する。
- (2) 機器等の据付は、地震時における搬出移動・転倒等の事故を防止するため、法令・基準等に準拠した耐震計算を行い、監督員の承諾を受け施工するものとする。
- (3) 電線等は、負荷等に対して適切な電気特性を有するものを使用し、ねじれ等が生じないように、また、強い張力などを与えないように慎重に入線及び配線を行う。また、末端には適当な大きさの端末処理材及び接続端子等を設け、色分け線、名札等により判別可能な状態で配線するものとする。
- (4) 電線等を地中埋設する場合は、その位置が明確になるようにしなければならない。

第 1 3 章 試験及び検査

1. 一般

- (1) 本工事の段階確認の方法、日程については、監督員と協議するものとする。

2. 工場検査

- (1) 試験、検査は、設計図書及び承諾図書により実施するものとする。

(2) 試験、検査に要する費用については、請負者の負担とする。

3. 現場検査

(1) 監督員は、請負者の工場内において立会検査を行うことがある。

(2) 工場検査は、工場製作完成時に外観検査、溶接検査、寸法検査、仮組検査、機能試験及びその他必要と認められるものについて、監督員の立会のもとに実施する。

(3) 発注者の都合により監督員が立会できない場合は、社内検査成績書等を提出し監督員の承諾を得ることとする。

4. 非破壊検査

現場据付時の検査において、設計図書及び共通仕様書によるほか必要な検査がある場合は、事前に監督員と打合せのうえ行うものとする。

洪水吐ゲートの扉体は現場溶接を行うため、寸法検査、X線検査を現地で行うものとする。

(1) 突合せ溶接部

現場溶接部については、全溶接長の5%以上を放射線透過（X線）撮影検査するものとする。撮影検査箇所は監督員の指示による。

(2) すみ肉溶接部

主要部材の現場溶接部については、浸透探傷検査を行うものとする。なお、詳細については、監督員の指示によるものとする。

5. 試運転調整

据付工事が完了した時は、監督員立会のもとに試運転調整を行わなければならない。なお試運転調整は、仮締切撤去前に行うものとする。

第14章 定めなき事項

(1) 契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。

(2) この仕様書に定めない事項又は、この工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督員と協議するものとする。